

## ごみ

ごみは分ければ「資源」です。分別の徹底による資源の有効利用とごみの減量にご協力ください。

分別方法や年末年始の収集など詳しくは各家庭に配布した「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

- ・必ず収集日当日の朝8時までに出してください。
- ・商店や事業所は、事業で出たごみを地域のごみ収集場所に出さないでください。
- ・事業系一般廃棄物、多量ごみ、粗大ごみは清掃センター、リサイクルセンターへ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を委託してください。
- ・分別区分が異なるものの混成品は、分解して出してください。

## 可燃物

組合指定の「燃えるごみ専用家庭用指定袋」で出してください。

収集日	対象地区
月・木曜日	片岡地区・川尻地区
火・金曜日	住吉東地区・住吉西地区
水・土曜日	北区地区

指定袋はコンビニエンスストア、スーパーやホームセンターなどで販売しています。

可燃物の収集日に決められた場所へ出してください。指定袋に入らない大きさのものは、清掃センターへ直接搬入してください。

## 資源物

「中身の見える袋」に入れて出してください。

### 金物類

- 中身は完全に使い切り、すすぎ洗いをして乾かしてから出してください。
- スプレー缶、使い捨てライターは中身を完全に使い切り、火気のない風通しの良いところで穴を開けてから出してください。
- 一斗缶以上の大きさのものは直接リサイクルセンターへ搬入してください。

### プラスチック類

- プラスチックマークが付いているもの、または表示により指示のあるものが対象です。
  - プラスチックマークが付いている
    - ・中身は完全に使い切り、すすぎ洗いをして乾かしてから出してください。
    - ・袋に『マークあり』と記入して出してください。
    - ・容器や包装として使用されたプラスチックのみです。
    - ・汚れが多いものは回収できません。
  - プラスチックマークが付いていない
    - ・袋に入る大きさに砕いて出してください。
    - ・『プラスチックマークが付いている』ものを混ぜないでください。
    - ・袋に『マークなし』と記入して出してください。
    - ・商品自体がプラスチック製のものなど、プラスチックマークの付いていないプラスチック類です。
    - ・主に硬いプラスチック類です。

### ガラス類

- キャップ、ふたを外して出してください。
- 例外として、水銀体温計を廃棄する場合は、清掃センター・リサイクルセンター・吉田町役場都市環境課まで直接お持ちください。

### ペットボトル

- キャップ、ラベルは、プラスチックマークありと一緒に出してください。
- 中身は完全に使い切り、すすぎ洗いをして乾かしてから出してください。

### 地域のごみ収集場所では回収できないもの

- 蛍光管・乾電池
  - 公共施設、回収協力店へ出してください。
    - 蛍光管
      - ・『ガラス類』では回収しません。
      - ・回収協力店またはリサイクルセンターへ割らずに持ち込んでください。
    - 乾電池
      - ・『金物類』では回収しません。
      - ・回収協力店、公共施設に設置してある回収ボックスへ出してください。

### 古紙類

- ・資源回収に出すリサイクルセンターへ直接搬入してください。
- ・新聞は4自治会館へ持ち込み可能です。
- 小型家電
  - ・家電4品目以外の家電製品は、直接リサイクルセンターへ搬入してください。

※詳しくは上記連絡先へお問い合わせください。

### がれき類

- 一般家庭から排出されるコンクリート・ブロック・瓦・レンガのみ搬入可能です。
  - 家屋の解体等、業者委託の場合は、一切受け付けません。
  - 都市環境課の窓口で搬入の申請（印鑑・搬入する車のナンバーが必要）をして、許可を受けた後に吉田町一般廃棄物最終処分場へ持ち込んでください。
  - 料金は無料です。
  - 搬入可能時間は、日～金曜日の13:00～15:30までとなっております（土曜日、祝日、年末年始は搬入できません）。
  - 石・土類については、廃棄物ではなく自然物の扱いとなるため搬入できません。
  - ご自身で、石材屋さん、土建屋さん、園芸屋さんなどの処分先を探してください。

### 犬のマナー・不法投棄防止看板借用について

- 犬のマナー・不法投棄防止看板を1人1本貸与しております。
  - 希望される人は、申請書を記入していただき、都市環境課へ提出してください。
  - 看板の数に限りがございますのでご承知おきください。

## 生ごみ処理機器

### 生ごみ処理機器等設置費補助金

家庭から出される生ごみの減量化および堆肥化する生ごみ処理機器等を購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付しております。

### 補助額

処理機器等の区分	取得金額	補助金額
家庭用電化製品 (1基あたり)	40,000円未満	取得金額に0.50を乗じて得た額 (100円未満切り捨て)
	40,000円以上	20,000円
ぼかし専用容器 (1基あたり)	5,000円未満	取得金額に0.70を乗じて得た額 (100円未満切り捨て)
	5,000円以上	3,500円
コンポスト容器 (1基あたり)	10,000円未満	取得金額に0.70を乗じて得た額 (100円未満切り捨て)
	10,000円以上	7,000円

※対象となる条件や申込方法など、詳しくは都市環境課へお問い合わせください。



# ごみの屋外での焼却は禁止されています!!

## ◎焼却による苦情が増えています

### 苦情の理由は…

- ・煙が家の中まで入ってくる
- ・洗濯物にススが付いてしまった
- ・変なおいがする

### 焼却する理由は…

- ・量が少ないから
- ・紙くずだけだから

## 住みやすいきれいな環境をつくりましょう



※このほかにも、構造基準を満たしていない焼却炉を使用してのごみの焼却についても禁止されています!!!

## ◎廃棄物の処理および清掃に関する法律によると

例外を除く焼却行為は、懲役または罰金、もしくは併罰となります。

## ◎焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却とは

1. 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
2. 震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
3. 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
4. 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
5. たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

※近所・隣組・町内会など地域の中で、お互いに気を付け、良好な生活環境を保つようお願いします。  
 ※どうしても例外となる廃棄物の焼却をしなければならないときには、前もって近隣の了解を得るなどの配慮をお願いします。

問い合わせ 都市環境課 環境部門 ☎33-2102



## 犬

### ■飼い犬の登録

飼い犬は狂犬病予防法に基づいて、生涯に1度登録が必要です。犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日)から30日以内に都市環境課で登録し、鑑札の交付を受けてください。また、交付された「鑑札」は行方不明時に手掛かりとなりますので、飼い犬の首輪に必ず着けてください。  
 持ち物：印鑑・[登録料] 1頭あたり3,000円

### ■狂犬病予防注射

飼い犬には、狂犬病予防法に基づいて、毎年1回狂犬病予防注射を接種することが義務付けられています。生後91日以上で予防注射を接種していない場合や譲り受けた犬(生後91日以上)が注射をしているか確認できない場合は、犬を所有するようになった日から30日以内に接種してください。動物病院において接種し、狂犬病予防注射済証の交付を受けた場合は、愛犬手帳を持参し(登録済)都市環境課で狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。また、交付された「注射済票」は「鑑札」と同様に行方不明時に手掛かりとなりますので、飼い犬の首輪に必ず着けてください。  
 持ち物：愛犬手帳、狂犬病予防注射済証・[狂犬病予防注射済票交付手数料] 1頭あたり550円

### ■飼い犬を譲り受けた場合

生後90日を過ぎた犬を他人から譲り受けた場合は、前所有者の登録状況を確認し、都市環境課に登録済みであれば所有者の変更届を、未登録であれば新規登録をしてください。  
 持ち物：印鑑・[登録料] 未登録の場合：1頭あたり3,000円、登録がある場合：前所有者の持っていた愛犬手帳・鑑札・印鑑

### ■飼い犬を他人に譲る場合

犬を他人に譲る場合は、愛犬手帳・鑑札・注射済票を新しい飼い主に渡してください。新しい飼い主には居住地の市区町村に所有者の変更届を出すようお願いしてください。

### ■引っ越しをした場合

町内に引っ越した場合は、都市環境課へ、町外に引っ越した場合は引っ越した先の市区町村へ、すでに吉田町で登録済みであることを伝えて住所の変更届を提出してください。  
 持ち物：愛犬手帳・鑑札・印鑑

### ■飼い主の氏名が変わった場合

都市環境課へ所有者の変更届を提出してください。  
 持ち物：愛犬手帳・印鑑

### ■飼い犬が死んだ場合

都市環境課へ死亡届を提出してください。  
 持ち物：愛犬手帳・鑑札・注射済票・印鑑

### ■飼い犬がいなくなった場合

いなくなった日から3日以内に、都市環境課と中部保健所(☎054-644-9283)、牧之原警察署(☎0548-22-0110)、周辺市町へ連絡をしてください。また、見つかった場合も連絡をお願いします。  
 ※毎年多くの迷い犬が役場等に保護されています。犬には必ず鑑札を着けてください。  
 万が一いなくなっても鑑札が着いていれば飼い主のもとに戻る可能性が高くなります。

### ■飼い犬が人を咬んでしまった場合

都市環境課と中部保健所(☎054-644-9283)へ連絡をしてください。

## 新エネルギー

### ■住宅用新エネルギー機器等設置事業費補助金

環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの利用を促進し、環境の保全を図るため、新エネルギー機器等の設置者に対し予算の範囲内において補助金を交付しております。

条件	補助額
[対象機器] ・太陽光発電システム ・蓄電池システム [対象者] ・町内に現に居住し、または居住する予定の住宅に対象機器を設置する者で町税を完納している者	・太陽光発電システム …一律 20,000円 ・蓄電池システム …一律 100,000円

※工事着手前の申請となります。  
 ※対象となる条件や申請方法など、詳しくは都市環境課へお問い合わせください。

全体索引図A-5

動物病院

動物は大切な家族です…

## 森田動物病院

【診療時間】  
 9:00~12:00 14:00~19:00  
 日曜・祝日9:00~12:00 休診日：水曜日  
 ※時間外の場合は、まずお電話下さい。

■牧之原市細江4554-1  
 ■TEL:0548-22-1407 ■FAX:0548-22-8257  
 犬・猫・小鳥他小動物の健康をサポートします。  
 入院・往診・手術応需。  
 健康管理・しつけ・病気の予防等ご相談下さい。

P あり